

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまへ

令和2年7月豪雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧と、皆さまの安全をお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域のご契約者さまを対象に、以下のとおり特別取扱いを実施いたします。

※災害救助法適用地域につきましては、内閣府ホームページの[「災害救助法の適用状況」](#)をご参照ください。

【特別取扱いの内容】

1. 保険料払込猶予期間の延長（保険料の支払いが一時的に困難な方へのご対応）

お申出をいただいた場合、保険料の払込み期限を延長し、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込を延長した保険料については、2021年1月31日までにお支払いいただく必要があります。

【ご注意ください】保険料の免除ではありません。

期日までにお支払いいただけない場合は、ご契約が効力を失う、もしくは保険料自動振替貸付適用となります。

2. 必要書類の一部省略（各種手続きを迅速に進めたい方へのご対応）

保険金・給付金、契約者貸付金のお手続きの際、お申出により必要書類を省略する等、簡易にお取扱いする場合がございます。

詳細につきましては、以下までお問合わせください。

以上

< お申出先・お問合せ先 >

■ 各種手続きに関するお問合せ窓口

0120-506-094

《受付時間》月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

■ 保険金・給付金に関するお問合せ窓口

0120-506-053

《受付時間》月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）